

# 公益財団法人熊本県立劇場一般競争入札等事務処理要領

## (目的)

第1条 公益財団法人熊本県立劇場（以下「財団」という。）が発注する工事、業務委託、賃貸借業務等（以下「業務等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）を行なう場合における入札その他の取扱いについては、公益財団法人熊本県立劇場会計規程及びその他法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## (一般競争入札に参加させることができない者)

第2条 売買、賃貸、請負その他の契約について、会計規程第44条第1項の規定による一般競争入札に付するときは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

## (一般競争入札に参加できる者)

第3条 入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (3) その他契約の種類及び金額に応じ熊本県知事が定めた要件を満たしていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理に、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に業務等を粗雑にした、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 一般競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 3 契約担当者は、前項に定めるもののほか、契約の種類又は性質により、地域要件、機能証明等その他必要な要件（以下「入札参加要件」という。）を定めることができる。

## (入札の公告)

第4条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項について、熊本県立劇場ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載により公告しなければなら

ない。

- (1) 競争入札に付する事項
  - (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 契約条項を示す場所
  - (4) 競争入札及び開札の場所並びに日時
  - (5) 無効入札に関する事項
  - (6) 契約書を作成する場合においては、契約の締結期限
  - (7) その他必要な事項
- 2 前項の規定による広告は入札期日の前日から起算して、少なくとも 10 日前にしなければならない。ただし、特段の事由により急を要する場合には、その期間を 5 日までに短縮することができる。
- 3 一般競争入札が建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)の請負契約に係るものであるときは、契約担当者は、前項の規定にかかわらず、入札期日前に建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 6 条第 1 項に規定する見積期間に相当する期間を置いて公告しなければならない。

#### (入札参加資格の確認)

- 第 5 条 契約担当者は、第 4 条第 2 項に掲げる入札参加要件の有無を確認するため、入札参加希望者から競争入札参加資格確認申請書(第 1 号様式)及び確認資料を提出させるものとする。ただし、入札参加要件を定めない場合は、この限りではない。
- 2 入札参加資格確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書(第 2 号様式)により入札参加希望者に対し通知するものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札参加資格に適合しないとされた者に対しては、その理由を記載するものとし、求めがあればその理由を説明するものとする。

#### (入札等)

- 第 6 条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書の案、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書の案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は第 3 号様式により作成し、件名、入札金額、一般競争入札参加者の住所及び氏名(法人の場合にあっては、その名称又は商号及び代表者の氏名)を記入し、公告又は通知書に示した日時に入札場所へ持参しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させることは、その委任状(第 4 号様式)を持参させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してある場合は、この限りでない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることはできない。
- 6 入札者は、契約担当者から工事費内訳書又は業務費内訳書の提示を求められた場合は、内訳書を提示又は提出しなければならない。

#### (入札の執行)

- 第 7 条 入札は、入札書による紙入札により実施する。

(入札の辞退)

第8条 第5条第2項により通知を受けた者及び指名競争入札により指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、入札辞退届（第5号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して申し出るものとする。

(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

第10条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめがある。

(無効の入札)

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 書面による入札において記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 2以上の意思表示をした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第12条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

- 第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- 2 最低制限価格を設けた場合において当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、その業務等の再度の入札に参加することはできない。
- 3 入札を執行する前に予定価格を公にした場合については、第1項の規定にかかわらず再度の入札は行わない。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第14条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

- 第15条 契約書の案を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から10日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

(異議の申出)

- 第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書の案、現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(その他)

- 第17条 この要領に定めのない事項は、入札の公告において定めるものとする。
- 2 第4条、第5条及び第7条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は令和5年2月28日から施行する。

附 則

この要領の改正は令和6年3月1日から施行する。

(第1号様式)

年      月      日

## 競争入札参加資格確認申請書

## 公益財団法人熊本県立劇場 様

(申請者) 住 所

## 商号又は名称

代表者職氏名

印

年　月　日付けで公告がありました、〇〇〇〇〇の一般競争入札に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札説明書〇〇に係る書類 (〇〇〇〇〇)
  - 2 入札説明書△△に係る書類 (□□□□□)

【添付書類】

\*添付書類については、提出日から概ね3ヶ月以内に発行されたものに限り有効。

- 1 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）（写し可）
  - 2 納税証明書
    - (1) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書（写し可）
    - (2) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納のない証明書（写し可）
  - 3 履行証明書  
「競争入札参加資格確認申請書」の7の熊本県内の建物（施設）において、種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行した実績の証明書様式は所定のものとする。

(第2号様式)

年　月　日

競争入札参加資格確認結果通知書

様

公益財団法人熊本県立劇場

さきに貴社（貴方）から提出のあった競争入札参加資格確認申請書について、内容を審査した結果を、下記のとおり通知します。

記

1 件　名　　○○○○○○○

2 参加資格審査結果　承認・不承認

3 理由（不承認の場合のみ）

4 開札日時　　年　月　日（　）　時　分

5 開札会場　　熊本県立劇場　○○○○  
　　　　　　　熊本市中央区大江2丁目7番1号  
　　　　　　　TEL 096-363-2234

(第3号様式)

年　月　日

公益財団法人熊本県立劇場  
理事長 様

住　所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人

※代理人を選任した場合は、委任状の代理人氏名と印を記名押印すること。

## 入　札　書

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額									

- 1 件 名　　熊本県立劇場○○○○○○  
2 期 間　　○年○月○日から○年○月○日まで  
3 場 所　　熊本県立劇場

公益財団法人熊本県立劇場一般競争入札等事務処理要領その他関係規程を承諾のうえ入札いたします。

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に「¥」を必ず付してください。
- 2 入札金額は、見積もった契約希望金額に○分の○に相当する金額の合計額を記載するものとします。
- 3 入札金額の表示について、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(第4号様式)

## 委任状

年　月　日

公益財団法人熊本県立劇場  
理事長様

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

印

今般、都合により　　を代理人と定め、次の入札に関する  
行為の一切の権限を委任します。

記

- 1 件　名　　熊本県立劇場○○○○○○
- 2 期　間　　○年○月○日から○年○月○日まで
- 3 場　所　　熊本県立劇場
- 4 委任事項　上記の入札及び見積に関する一切の事項

5 代理人　　住　　所

商号又は名称

　　氏　　名　　印

(第5号様式)

年　月　日

## 入札辞退届

公益財団法人熊本県立劇場  
理事長 様

1 業務名

2 入札年月日 年　月　日

上記について指名をうけましたが、都合により入札を辞退します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印